

品川区選挙管理委員会からのお知らせ

あなたの一票、サポートします！ ～支援を必要とする方へのご案内～

投票支援カードについて



区ホームページはこちらから

投票所（期日前投票所含む）において、お手伝いが必要な方が、投票所の係員に口頭で伝えることが難しい場合や苦手な場合などにご使用いただくものです。このカードに記入して、投票所の係員に提示していただくと、投票所で説明することなく、必要な支援をスムーズに受けることができます。品川区のホームページからダウンロードできます。

投票支援カード	
投票所でお手伝いが必要な方は、裏面をご記入のうえ、投票所へお持ちください。投票所にいる係員が支援をします。	
【代理投票についての注意】	
※投票所において、ご自分で投票用紙に書くことができない方の代わりに、投票所の係員がご本人の指示どおりに記入します。	
※ご家族や同行者が代筆することはできませんが、係員が投票用紙に代筆することは公職選挙法第48条で認められています。	
品川区選挙管理委員会 〒140-8715 品川区広町 2-1-36 TEL:03-5742-6845 FAX:03-5742-6894 選挙・投票に関する情報は QR コードより品川区ホームページで確認いただけます。	

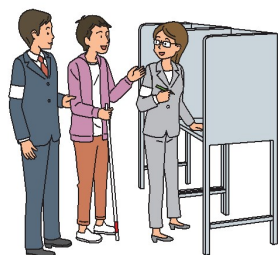
◎手伝ってほしいことや気をつけてほしいことがあるときは、口に✓をつけてください。	
書く	☐ 投票用紙に代わりに書いてほしい（代理投票） ☐ 点字盤を借りたい（点字投票） ☐ 座りながら書きたい ☐ 投票用紙の枠内に書きやすくなる補助員を使いたい
話す	☐ ゆっくり話してほしい ☐ 大きい声で話してほしい ☐ 筆談してほしい
その他の支援	☐ コミュニケーションボードを使いたい ☐ 車いすを使いたい、押してほしい ☐ ゆっくり投票所内を誘導してほしい ☐ 文字（候補者名など）を読んでほしい
上記にない支援が必要な方は、投票所にいる係員へお申し出ください。	

その他の支援も充実

- スロープの設置
投票所の段差を解消します。
- 高さの低い記載台の設置
車イスや身体が不自由な方のために、低い記載台を設置しています。
- 投票所への移動支援
介護が必要な方や障害がある方は、投票所への移動に関して支援が受けられる場合があります。
- 車イス、拡大鏡、老眼鏡、投票用紙記名補助具、コミュニケーションボード、ホワイトボードの用意



点字投票、代理投票



《点字投票》

視覚が不自由な方は、点字器を使用して点字用の投票用紙により投票ができます。

《代理投票》

病気やけが、その他の事情によって、投票用紙に自筆で文字を記入できない方のために、投票所の係員が代理で投票用紙への記入を行う制度です。

どなたでも投票しやすい環境を目指しています

不在者投票ができます

滞在地でいう投票



区ホームページはこちらから

仕事や旅行などで、選挙期日に品川区の区域外に滞在されている場合には、品川区選挙管理委員会から投票用紙を取り寄せて滞在先の選挙管理委員会で投票ができます。

指定施設での投票



区ホームページはこちらから



都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院、入所している方は、施設内で投票をすることができます。

事前申請が必要です

郵便等による投票



区ホームページはこちらから



身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちの方で、障害や要介護の状态が（表1）にあてはまる方は、ご自宅で候補者氏名等を自書し、郵便などで投票ができます。あらかじめ選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」の交付申請が必要となります。

〈表1〉

	障害名など	等級など
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹・移動機能の障害	1・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1・3級
	免疫・肝臓の障害	1～3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証の「要介護状態区分等」の欄	要介護5

（表1）にあわせて（表2）にあてはまる方は、選挙管理委員会に届け出た代理記載人に代筆させることができます。

〈表2〉

	障害名	等級
身体障害者手帳をお持ちの方	上肢もしくは視覚の障害	1級
戦傷病者手帳をお持ちの方	上肢もしくは視覚の障害	特別項症～第2項症

お問い合わせ

品川区選挙管理委員会事務局

電話：03-5742-6845 FAX：03-5742-6894

どなたでも投票しやすい環境を目指しています